

## ○吉川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

昭和 6 3 年 1 2 月 1 0 日

告示第 2 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、浄化槽設置整備事業に対し補助金を交付することにより、浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 5 3 年吉川町規則第 1 7 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 5 8 年法律第 4 3 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が 9 0 パーセント以上で、放流水の BOD の日間平均値が 1 リットル当たり 2 0 ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 1 2 年法律第 1 0 6 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取って処分する方式の便槽を含む。)をいう。ただし、可動式の汲み取り便槽を除く。
- (4) 転換 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽(以下「既存単独処理浄化槽等」という。)を浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条第 1 3 号に規定する建築(以下「建築」という。)に伴い浄化槽に転換する場合は、除くものとする。
- (5) 住宅 延床面積の 2 分の 1 以上を自己の居住の用に供する建築物をいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助対象地域は、吉川市環境保全条例(平成 1 0 年吉川市条例第 1 3 号)第 1 4 条第 3 項の規定に基づく区域とする。

(補助金の対象者)

第 4 条 市長は、補助対象地域において、住宅に合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年衛浄第 3 4 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合する処理対象人員 1 0 人以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行わず又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者でその住宅の賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 浄化槽を設置した住宅を販売する者(以下「販売者」という。)

(4) 既にこの要綱による補助金の交付を受けた浄化槽付住宅を購入する者

(5) 公共事業により、浄化槽及び既存単独処理浄化槽等が補償の対象とされる者

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助の対象とする経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽を設置する場合(次号に規定する場合を除く。) 浄化槽の設置に要する経費とし、120,000円を限度とする。

(2) 転換する場合 転換に要する経費とし、別表左欄に掲げる区分に応じて、右欄に定める額を限度とする。

(3) 前号に規定する場合で、既存単独処理浄化槽等の処分(清掃、消毒及び汚泥処理、撤去(埋設された既存単独処理浄化槽等の掘り起こしをいう。以下同じ。))並びに処理(撤去した既存単独処理浄化槽等の運搬、中間処理及び最終処分をいう。以下同じ。))を行う場合にあっては、処分に要する経費の一部について、60,000円を限度として右欄に定める額に加算する。

2 前項による補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽法第5条第2項に定める期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認済証の写し

(2) 設置場所の案内図及び配置図

(3) 浄化槽に関する調書及び認定シート

(4) 工事の見積書

(5) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録を受けていることを証明する登録浄化槽管理票(C票)及び登録証の写し

(6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録した保証登録証

- (7) 昭和63年以降に交付を受けた浄化槽設備士免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (8) 住宅の賃貸人の承諾書(住宅を借りている者に限る。)
- (9) 既存単独処理浄化槽等の処分前の写真(転換する場合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、第6条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

3 市長は、交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。  
(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了の日から起算して1月に当たる日(前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して1月に当たる日)と当該年度の3月31日を比較していずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法第7条に定める設置後等の水質検査の依頼書の写し

(3) 浄化槽設置工事費に係る領収書の写し

(4) 既存単独処理浄化槽等の処分費に係る領収書の写し(第5条第1項第3号の規定による補助金の加算を受ける場合に限る。)

(5) 施工の現場において確認する事項(様式第6号)

(6) 工事写真

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の写し(第5条第1項第3号の規定による補助金の加算を受ける場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和63年8月1日から適用する。

附 則(平成4年告示第34号)

この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年告示第15号)

改正 平成8年3月21日告示第14号

(施行期日)

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成5年5月31日までの間に補助事業が完了したもの又は完了の見込みがあるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成5年告示第50号)

改正 平成8年3月21日告示第14号  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお従前の例による。

附 則(平成6年告示第31号)

この告示は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第14号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第24号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第63号)

この告示は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成10年告示第6号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお、従前の例による。

附 則(平成11年告示第4号)

この告示は、平成11年1月8日から施行する。

附 則(平成11年告示第100号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前の規定に基づく補助金の交付申請による補助金の額は、なお、従前の例による。

附 則(平成17年告示第44号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第77号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第115号)

この告示は、平成19年4月2日から施行する。

附 則（平成20年告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第265号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出された吉川市浄化槽設置整備事業確認願に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

人槽区分	補助金限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円